

入院時の食事について

当院は厚生労働大臣が定める基準による食事療養を行っている医療機関です。

入院時食事療養費(Ⅰ)

当院は管理栄養士により、患者さんの疾病・病状・年齢等に適切な栄養量および、内容の食事療養を行っております。適時(夕食については午後6時以降)・適温で提供いたします。

※配膳の都合上、病室ごとに時間の変動が生じますこと、ご了承ください。

特別食(治療食など)

治療・病状により、別に厚生労働大臣が定める特別食を提供しております。

